

## 個人情報の第三者への提供について

個人情報について、本人の同意を得ずに第三者に提供することはありません。ただし、法令に基づく他、以下の場合には本人の同意を得ずに第三者への提供を行うことがあります。

### 第三者提供の例外

#### 1. 法令に基づく場合

健康保険法第27条及び第188条に基づく立入検査等、法令に基づいて個人情報の提示を求められた時

#### 2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である時

#### 3. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である時

#### 4. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある時

### 同意を要する事項

当健康保険組合は、その保有する個人情報（個人データ）について、次の事項を明示したうえで、第三者への提供を行うこととしますのでお知らせいたします。

健康保険組合は、原則として、あらかじめ本人の同意がなければ、保有する個人情報（個人データ）を第三者に提供することができませんが、個人情報保護法第23条第2項において、

①第三者への提供を利用目的とすること

②第三者に提供される個人データの項目

③第三者への提供の手段又は方法及び

④本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することについて本人が容易に知り得る状態に置いている

この場合、あらかじめ本人の同意を得なくても個人情報（個人データ）を第三者へ提供することができることから、このお知らせを行うものです。

当組合においては、以下の事項について、従来どおりの取扱いにさせていただくこととしましたが、これらの事項はいずれも第三者提供に該当するため、本人の同意が必要となります。

なお、加入者本人にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも本人にとって合理的であるとはいえないものについては、厚生労働省のガイドラインによって包括的な同意でよいこととなっています。したがって、当組合では、以下の事項について、包括的な同意とさせていただきますので、同意されない方につきましては、当組合の個人情報相談窓口までご連絡下さい。

1. 高額療養費（高額な医療費が発生した場合の医療費の還付金）を本人の申請に基づかず事業主経由で支給すること。
2. 被保険者からの申請による現金支給を事業主経由で行うこと。
3. 医療費通知（患者名、診療月、医療費、医療機関名等の受診通知）を世帯単位でまとめて行うこと。医療費通知の内容を第三者分についても提供するため。  
なお、ここでいう「第三者」とは、被保険者から見た被扶養者を指す。

**\*目的**

1. 送金手数料の軽減、正確を期するとともに速やかな支給決定
2. 送金手数料の軽減
3. 同上

**\*第三者へ提供する個人情報（個人データ）の項目**

1. 所属、社員番号、記号番号、氏名、支給金額
2. 同上
3. 診療を受けた方の氏名、医療機関名、診療年月、区分、日数、自己負担額

**\*個人情報（個人データ）の提供手段・方法**

1. 支給決定後、業務部担当者に社内メール貼付文章として暗号をかけて送信する。
2. 同上
3. 封緘した「医療費通知」を、社内便で所属部署及び所属店へ送付します。尚、この通知につきましては、加入者本人だけでなく、家族の方の同意も要する事項となりますので、家族の方で同意されない方につきましても、当組合の個人情報相談窓口までご連絡下さい。

## ニュートーカーグループの人事業務外部委託による個人情報に関する第三者提供の同意事項について

ニュートーカーグループの人事業務外部委託により、現在業務部が行っている保険給付業務を含め、すべての社会保険業務を SATO 社会保険労務士法人が行っています。これによりニュートーカー健康保険組合が保有する個人情報を、SATO 社会保険労務士法人に提供いたします。しかしながら、ニュートーカー健康保険組合にとって SATO 社会保険労務士法人は第三者にあたり、本人の同意が必要となります。

なお、加入者本人の利益になるもの、または事業主側の負担が膨大であるもの、明示的な同意が必ずしも本人にとって合理的であるといえないものについては、厚生労働省のガイドラインにより包括的な同意でよいこととされています。

**\*第三者への提供となる利用目的**

ニュートーカー健康保険組合による発行物により、事業主が行っていた社会保険の申請や届出や受付や回収などの業務が SATO 社会保険労務士法人に委託されたため、事業主に提供していた個人情報を組合員の利益に処するために提供します。

\* 第三者に提供される個人情報

社会保険の届出、確認に要する個人情報で被保険者、被扶養者の氏名、生年月日、被保険者番号、住所などの属人的なすべての情報

\* 第三者に提供する手段及び方法

日本郵便の信書便として簡易書留で送付

当組合が保有する個人情報は被保険者、被扶養者すべてにわたりますので、同意できない被保険者、被扶養者は、健康保険組合の個人情報相談窓口までお申し出ください。

〈個人情報保護担当窓口〉 担当 奈良

電 話 03-6261-0527

F a x 03-6261-0557